

船橋市立医療センター委員会規程

(設置)

第1条 船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）の管理運営に関し、院長の諮問に基づき必要な事項を審議するため、法令及び診療報酬施設基準、病院機能評価などで求められている委員会を置く。

(委員会の種類)

第2条 医療センターに設置する委員会の種類は、別表1のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長と副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、院長が指名する職にあるものとする。
- 3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が不在又は事故があるとき、その職務を代理する。

(委員の選任と任期)

第4条 委員は、院長が指定する部署の職員のなかから、所属長が推薦し、委員長が指名する。

- 2 委員の任期は、その職の在職期間とする。
- 3 第1項において指名される以外の委員は、院長が委嘱し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 その他委員長が必要と判断した場合には、オブザーバーを置くことができる。

(会議の開催)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

- 2 委員長は、会議の開催日時をあらかじめ指定するものとする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ成立しないものとする。

(審議事項)

第6条 会議において審議する事項は、別表1に掲げる事項のほか、院長が臨時に諮問する事項とする。

- 2 委員会の会議における審議内容を、その都度委員長から院長に報告するものとする。
- 3 院長は、前項の報告を受けたときは、速やかに船橋市立医療センター管理会議において当該委員長から報告させ、審議する等必要な措置を講ずるものとする。

(参考意見の聴取)

第7条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め参考意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、審議事項に係る所管において行う。

(議事録の作成)

第9条 会議の議事録を作成し、保管しなければならない。

2 議事録は、要約筆記とし、原則として開催日時、場所、出席者、欠席者、議題、審議内容の結果を箇条書きにして記載するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(従前の要綱の廃止)

2 従前の船橋市立医療センター委員会要綱は、廃止する。